

鳥取県新規狩猟者参入促進補助金 の事務手続きについて

1. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

2. 事業完了

※事業の完了とは：免許を取得し、登録を行った日

3. 交付申請書兼振込依頼書の提出（3月10日まで）

- 下記提出先に郵送又は持参してください。
- 交付申請書の提出が実績報告書の提出も兼ねます。

4. 交付決定及び交付額確定通知書（申請から原則20以内）

○本補助金の交付決定は額の確定と併せて行うこととします。

◎補助金の支払い

事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

事業実施主体	提出先	住所	連絡先
鳥取市、岩美 鳥取市、岩美町、八頭郡の町	県庁鳥獣対策課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7872
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城2	0858-23-3161
米子市、境港、西伯郡、日野郡の町	西部総合事務所農林業振興課	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	0859-31-9383